

「後期高齢者医療制度 医療費のお知らせ」について

お知らせの見方

項目	内容
受診年月	・医療機関等を受診した年月
医療機関等の名称	・受診した医療機関等の名称 ※県外で受診された場合は医療機関等の所在都道府県名のみを記載
診療種類	・「医科外来」「医科入院」「調剤」「柔整」等の受診した診療種類
日数	・「受診年月」に、医療機関等を受診（入院）した日数 ※電話診療等で、医療機関等が診療報酬を請求したものも含む ※薬局の場合は、処方箋を受付した回数 ※補装具を療養費として申請した場合は“0”と表示
費用額	・医療機関等に支払われた医療費の総額 (①) ※保険適用外の費用（健康診断料、診断書料、差額ベッド代など）は含まれない
自己負担相当額	・「費用額」のうちご自身が医療機関等の窓口で負担された相当額 (②)
入院時食事療養費・生活療養費	・「回数」…入院時の食事・生活療養の回数 ・「費用額」…入院時の食事・生活療養にかかった費用の総額 (③) ・「標準負担額」…実際にご自身が負担した金額 (④)
医療費の総額	・「費用額」と「入院時食事療養費・生活療養費」の「費用額」の合計 (①+③)
(参考) 確定申告用自己負担額	・「自己負担相当額」と「入院時食事療養費・生活療養費」の「標準負担額」の合計 (②+④)

注意点

- 医療費のお知らせは、当広域連合に届いた診療報酬明細書をもとに毎年一回、発行しています。お知らせを作成した時点で明細が届いていないものについては記載がありません。
- 令和7年11月・12月診療分については、来年発送分に同封する予定です。医療費控除の手続きでは、医療機関等が発行する領収書をご利用ください。

お問い合わせ内容・お問い合わせ先一覧

- | | |
|------------------|------------------------|
| 税申告や医療費控除について | ➡ お住まいの役場の税務課や税務署へ |
| 記載されている診療明細について | ➡ 受診された医療機関や薬局へ |
| 高額療養費や福祉医療手当について | ➡ お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へ |
| 紛失したので再発行がしたい | ➡ お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へ |
| その他（記載内容の見方など） | ➡ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 紹介課 |

TEL：058-387-6379（直通）
058-387-6368（代表）

医療費のお知らせ よくあるご質問

Q1 このお知らせは何ですか

A1 皆さんの**令和6年11月から令和7年10月までの一年間**の医療費についてお知らせするものです。**医療費の請求書ではありません**。健康の大切さと、後期高齢者医療制度の健全な運営についてご理解を深めていただいたためのものです。

Q2 受診したのに記載されていない医療費があるのはなぜですか

A2 医療費のお知らせは、皆さんが医療機関等にかかられたあとに当広域連合へ届けられた診療報酬明細書に基づいて作成しております。医療機関等から当広域連合へ診療報酬明細書が届くのが遅れると、受診しても医療費のお知らせに記載されていない場合があります。

Q3 実際に支払った金額と違うのはなぜですか

A3 医療費のお知らせの「自己負担相当額」は1円単位で表示されますが、医療機関等の窓口では10円未満を四捨五入した金額でお支払いいただいております。また、高額療養費の支給がある場合等は、医療費のお知らせには反映されないため、実際にご自身が負担された額と異なることがあります。

Q4 障害手帳を持っていて福祉医療の申請をしています。窓口で支払っていない金額が記載されているのはなぜですか

A4 障害手帳をお持ちで福祉医療の申請をされた方は、窓口負担が免除または減額となります。また、「自己負担相当額」にはお支払いが発生した場合の免除または減額前の金額が記載しております。

Q5 11月と12月に受診した医療費が記載されていないのはなぜですか

A5 医療費のお知らせに必要な診療報酬明細書が当広域連合に届くまで約3ヶ月かかります。そのため、今回お送りする医療費のお知らせは、10月受診分までとなります。11月と12月受診分に関しては、来年の医療費のお知らせに記載する予定です。

Q6 確定申告に使用できますか

A6 確定申告に使用できます。通知書下の太枠右側の「(参考) 確定申告用自己負担額 (R7.1～R7.10)」の金額を参考にしてください。ただし、保険適用外等の金額及び今年の11月と12月分は含まれおりません。記載のないものについては、医療機関等が発行する領収書をご利用ください。なお、**医療費控除及び確定申告に関することは、お住まいの市町村管轄の税務署にお問い合わせください。**

後発医薬品・バイオ後続品を活用しましょう

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」とは、先発医薬品（新薬）の特許期間が過ぎた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造販売された薬のことです。「バイオ後続品（バイオシミラー）」とは先行バイオ医薬品と同等/同質の安全性、有効性のあることが認められたバイオ医薬品です。どちらも医療機関等で処方される薬で、薬局の店頭で販売されている市販薬とは区別されます。

- 1.後発医薬品・バイオ後続品は、一般的に先発品に比べて低価格になっています。そのため、後発医薬品・バイオ後続品に切り替えることで、薬代を減らす効果が期待できます。
- 2.後発医薬品は、先発医薬品と有効成分は同一ですが、添加剤などが違うことがあります。他の薬との飲み合わせが変わってくることがあります。
- 3.後発医薬品は様々な病気や症状に対応していますが、すべての薬に後発医薬品があるわけではありません。
- 4.後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、令和6年10月から特別の料金を支払う必要があります。しかし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
- 5.後発医薬品・バイオ後続品を希望する場合は、医師・薬剤師に相談してください。

医療機関等での適正な受診のために

- ◎緊急性の高い重症患者さんの治療に支障をきたさないよう、休日や夜間を避け、平日の時間内の受診を心がけましょう。
- ◎同じ病気で複数の病院や診療所を受診することは、控えましょう。
- ◎薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◎日頃からあなたの体質や病歴、健康状態を把握しており、診療だけでなく、健康管理のアドバイスをしてくれる“かかりつけ医”や“かかりつけ薬局”を持ちましょう。
- ◎交通事故等でけがをした場合、保険証を使って診療受けることができますが、市町村担当窓口へ届出が必要です。
- ◎接骨院等（柔道整復）、はり、きゅう、マッサージは適正な施術を受けましょう。単なる肩こり・腰痛や疲労回復を目的とした施術は、保険の対象となりませんのでご注意ください。
- ◎受診するときは、マイナ保険証や資格確認書などを必ず病院や診療所などの窓口に提示してください。

マイナ保険証に関する問い合わせ：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

健康診査を受診しましょう

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、県内の各市町村に委託して各種健康診査を行っています。日頃から自分の健康管理や生活習慣に気を配ることで、いつまでも健康で元気な生活を送ることができます。病気の早期発見・早期治療は、健康管理の基本です。まずは自分の健康状態を知るために、健康診査を受診しましょう。

実施方法、会場、日時などはお住まいの市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

ぎふ・すこやか健康診査

生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防を目的として、ぎふ・すこやか健康診査を実施しています。健康で元気な毎日を送れるように、毎年1回受診しましょう。

診査項目…問診、身体計測、血圧、脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、貧血、栄養

※該当する方はさらに心電図検査を受けることができます

<自己負担額> ※令和7年度受診の場合

個別健診 500円

集団健診 420円

ぎふ・さわやか口腔健康診査

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下や肺炎等の疾病の予防を目的として、ぎふ・さわやか口腔健康診査を実施しています。生涯おいしく食事ができるように、毎年1回受診しましょう。

※ぎふ・さわやか口腔健診は、岐阜県内であればお住まいの市町村以外の歯科医院でも受診できます。予約が必要な場合もございますので、受診の際には一度、希望される歯科医院へお問い合わせください。

診査項目…問診、歯・咬合の状態、咀嚼能力評価、舌・口唇機能評価、嚥（えん）下機能評価、口腔乾燥、粘膜異常、口腔衛生状況、歯周組織の状況

<自己負担額> ※令和7年度受診の場合

実測評価あり 300円

※治療中の方も健康診査を受診していただけますので、主治医にご相談ください。